広報とね令和8年11月号

掲載内容（予定）

令和９年（2027 年）４月１日から

下水道使用料を改定します。

町の下水道使用料は平成９年に改定して以来，約 30 年間据え置いてきました。しかし，施設の老朽化や物価上昇に伴う運営コストの増加などにより，今後，事業運営に必要な資金が不足する見込みです。このため，安定的で持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保するため，令和９年４月１日から下水道使用料を改定することになりました。

改定にあたっては，学識経験者と町民代表で組織される利根町下水道事業運営協議会において，慎重に検討・審議を行い，令和８年９月利根町議会定例会において下水道使用料の改定に関する条例改正案が可決されました。

○下水道使用料を改定する背景

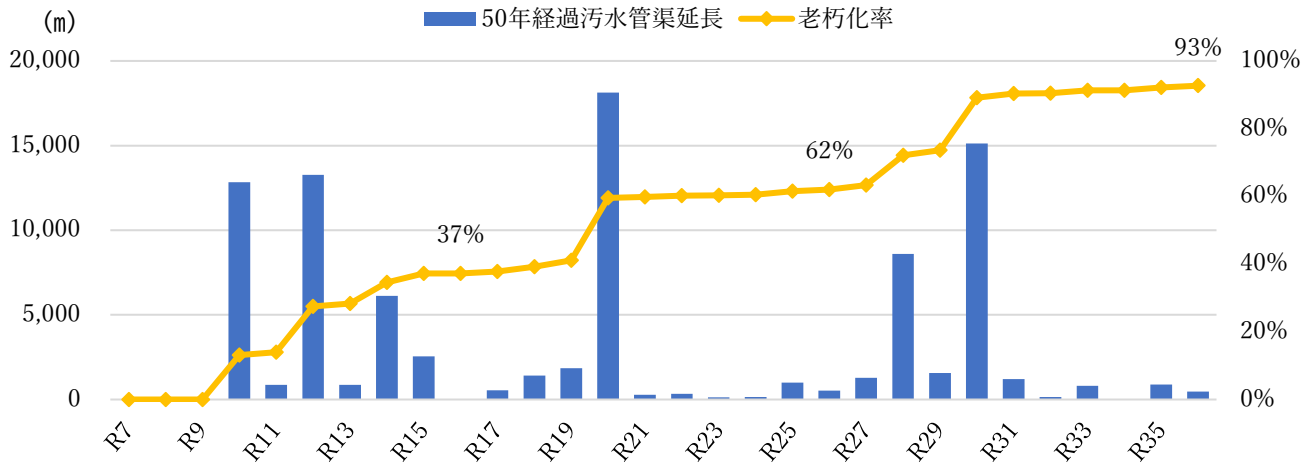
背景①　人口減少に伴う使用料収入の減少

町の人口は約 30 年後には半減する見通しです。人口減少に伴い水洗化人口も減少するため，下水道使用料収入も令和５年度の１億 5,300 万円から令和 36 年度には 7,200 万円と大幅に落ち込む見通しです。

背景②　下水道施設の老朽化と更新費用の急増

町の下水道事業は事業開始から約 50 年が経過し，施設の老朽化が進んでいます。下水道管は長年の使用により腐食やひび割れ等の破損が生じやすく，機能低下や道路陥没など重大な事故につながる恐れがあります。したがって，今後は，施設の維持管理だけでなく，老朽化に伴う計画的な改築や更新，自然災害等への対策を進める必要があり，費用は急増する見込みです。

■老朽化の推移



背景③　利根町下水道事業の財政状況

下水道事業は，経営に係る費用を事業の収入によって賄う独立採算制を原則としていますが，下水道使用料だけでは費用の 8 割程度しか賄えていないため一部を税金等で補填している状況です。また，町の下水道資産の約半分（45.3%）は，住宅団地造成に伴い民間業者から無償譲渡された「受贈財産」であり，新設時の費用は掛かっていないため，現在まで県内他市町村と比較して安い料金水準を維持してきました。しかし，今後の改築・更新は町の財源で賄う必要があるため，対策を講じないと財源不足が発生する構造となっています。

背景④　茨城県内で唯一「基本使用料」がない料金体系からの変更

現在は茨城県内で唯一の基本使用料を設けない料金体系を採用していますが，本来は事業運営に必要な人件費や施設の維持管理費など，下水の使用水量にかかわらず発生する固定的な経費は「基本使用料」で賄う必要があります。

○下水道使用料の算定根拠

現行の使用料体系で今後経営を続けた場合，使用料算定期間である令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間で，約 1 億 6,500 万円が不足する結果となりました。また，今後の更新費用の急増に対応するために将来 20 年間で生じる見込みの財源不足額 2 億 6,000 万円を見据え，特定の世代へ負担が偏らないよう年間 1,300 万円の「資産維持費」を算定期間の経費に平準化して計上しました。

○下水道使用料改定の内容

「基本使用料＋従量使用料」の料金体系に変更し，併せて，従量使用料を使用水量の増加に応じて単価が高くなる累進使用料制へ改めます。

現行・改定後の下水道使用料金表（1 か月あたり・消費税抜き）

区分	使用水量	現行	改定後	差額
基本使用料	一律	なし	1,100 円	＋1,100 円
従量使用料（1 ㎥あたり）	～10 ㎥	120 円	30 円	△90 円
	11 ㎥～20 ㎥		160 円	＋40 円
	21 ㎥～50 ㎥		164 円	＋44 円
	51 ㎥～		169 円	＋49 円

○新料金による下水道使用料計算方法

町では，経費抑制のために検針は 2 か月に一度行い，検針した 2 か月分の使用水量を均等に分割して 1 か月ごと（1 か月目・2 か月目）に算定し，2 か月分の使用料をまとめて請求します。（算定する際に生じる水量の端数は「1 か月目」に加算します。）

計算例　令和９年６月検針分（4 月上旬～6 月上旬）が 45 ㎥の場合

使用水量	使用月計算水量	基本使用料	従量使用料	小計	合計	合計（税込）
45 ㎥	1 か月目（4 月使用）23 ㎥	1,100 円	10 ㎥×　30 円=　300 円 10 ㎥×160 円=1,600 円 3 ㎥×164 円=　492 円 小計　2,392 円	3,492 円	6,820 円	7,502 円
	2 か月目（5 月使用）22 ㎥	1,100 円	10 ㎥×30 円=　300 円 10 ㎥×160 円＝1,600 円 2 ㎥×164 円=　328 円 小計　2,228 円	3,328 円		

令和９年６月請求額は，7,502 円となります。

＊下水道使用料早見表（2 か月あたり・消費税込み）

使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
0 ㎥	2,420 円	16 ㎥	2,948 円	32 ㎥	5,192 円	48 ㎥	8,043 円
1 ㎥	2,453 円	17 ㎥	2,981 円	33 ㎥	5,368 円	49 ㎥	8,224 円
2 ㎥	2,486 円	18 ㎥	3,014 円	34 ㎥	5,544 円	50 ㎥	8,404 円
3 ㎥	2,519 円	19 ㎥	3,047 円	35 ㎥	5,720 円	51 ㎥	8,584 円
4 ㎥	2,552 円	20 ㎥	3,080 円	36 ㎥	5,896 円	52 ㎥	8,765 円
5 ㎥	2,585 円	21 ㎥	3,256 円	37 ㎥	6,072 円	53 ㎥	8,945 円
6 ㎥	2,618 円	22 ㎥	3,432 円	38 ㎥	6,248 円	54 ㎥	9,126 円
7 ㎥	2,651 円	23 ㎥	3,608 円	39 ㎥	6,424 円	55 ㎥	9,306 円
8 ㎥	2,684 円	24 ㎥	3,784 円	40 ㎥	6,600 円	56 ㎥	9,486 円
9 ㎥	2,717 円	25 ㎥	3,960 円	41 ㎥	6,780 円	57 ㎥	9,667 円
10 ㎥	2,750 円	26 ㎥	4,136 円	42 ㎥	6,961 円	58 ㎥	9,847 円
11 ㎥	2,783 円	27 ㎥	4,312 円	43 ㎥	7,141 円	59 ㎥	10,028 円
12 ㎥	2,816 円	28 ㎥	4,488 円	44 ㎥	7,322 円	60 ㎥	10,208 円
13 ㎥	2,849 円	29 ㎥	4,664 円	45 ㎥	7,502 円	61 ㎥	10,388 円
14 ㎥	2,882 円	30 ㎥	4,840 円	46 ㎥	7,682 円	62 ㎥	10,569 円
15 ㎥	2,915 円	31 ㎥	5,016 円	47 ㎥	7,863 円	63 ㎥	10,749 円

※改定後の下水道使用料は令和９年６月検針分から適用となります。
※使用水量が０㎥の場合は，基本使用料のみ請求となります。

利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが，将来にわたり安定した下水道サービスを維持するための見直しとなりますので，ご理解とご協力をお願いします。

※公共下水道を使用されている方のみで，浄化槽や汲み取りを利用されている方には影響ありません。

問い合わせ　生活環境課　下水道係
☎68-2211（内線 235）

詳しくは町公式ホームページをご確認ください。

QR コード